

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員等公務災害補償条例（平成17年霧島市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正されたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。